

看護学部の新型コロナウイルス感染対策（4月）

看護学学生生活支援センター

1. 健康観察票・行動記録票

配信済の健康観察票、行動記録票は毎日記録してください。

2. 個人レベルでの感染予防行動

- ・正しい方法で手洗い、マスク着用をしてください。
- ・3つの密（密閉・密接・密集）を避けてください。アルバイトも含みます。
- ・実習開始前1週間は、特に十分な感染予防行動をとってください。

<実習中の学生（1週間後に実習を控えている学生を含む）>

①会食等について

感染リスクのある下記施設への出入りを禁止します。同居家族以外との会食を控えてください。

- ・居酒屋、バー、ライブハウス等の飲食店

②クラブ活動について

禁止します。

<実習中ではない学生>

①会食等について

以下の『大阪府からの府民等への要請』の内容に従ってください。

- ・感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- ・会食を行う際は、以下のルールに留意すること
 - ☆ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ☆マスク会食

クラブ活動について

- ・三密回避・感染防止対策に関する計画書の遵守を条件に活動を認めます。
- ・当面は、21時までの活動時間とします。
- ・計画書から逸脱する行為が見られた場合は、当該クラブは活動休止となります。
- ・検温、体調チェック、適切な休息、活動の中止など、医療職を目指す学生らしい、十分な自己管理を行うことを要請します。
- ・クラブ活動は自由参加とし、参加を強制することがないようにしてください。

3. 登校時における取り組み

(1) 対面時（ゼミや実習関連など）

- ・看護学部棟入り口で検温（機械式）、アルコール消毒してください。
- ・マスクを正しく着用してください（マスクなしで学内には入れません）。
- ・講義室等入室前の手洗い・アルコール消毒を徹底してください。
- ・指定席を守ってください。
- ・講義室等のドアと窓を開け、換気をしてください。
- ・講義室等の換気扇は常にONにしておいてください。

- ・講義室等の中では、人と人との距離（互いに手を伸ばし触れない程度）を保ってください。
- ・物（筆記用具、情報機器等）を共有しないようにしてください。
- ・講義・実習終了後は、学内に留まらず、すみやかに帰宅してください。
- ・演習室の使用について、担当科目教員の指示であれば（予約は担当教員が行う）、8名以内、18時まで使用可とします。
- ・実習室の自己演習等による使用の場合（教員指示の場合予約は担当教員が行う）、看護学事務課に、使用願を提出ください。

(2) トイレ

- ・ラインに沿って順番に並んでください。
- ・トイレのジェットタオルは使用禁止となっているため、各自清潔なハンカチを持参ください。

(3) 昼食時

- ・昼食場所は2限が終了した教室です。3限で教室の移動がある場合も3限の授業開始直前まで2限が終了した教室で待機してください。
- ・昼食前後の手洗いを徹底してください。
- ・昼食時も指定席となります。食事中はマスクを外すこととなりますので前を向き静かにすませてください。
- ・昼食時に外したマスクは、そのまま机の上などに置かずビニール袋に一時保管ください（そのためのビニール袋を持参しておくこと）。
- ・机が汚れないよう、ビニールのしきもの（家庭用ゴミ袋など）を持参ください。特に、講義室3と講堂使用の場合は、汁物（カップ麺など）・カップのない飲み物は禁止します。
- ・中庭での食事は禁止します（食事時は指定席の為）。

(4) 廊下や階段

- ・人と人との距離を保ち移動してください。

(5) 更衣室

- ・マスクを必ず正しく着用してください。
- ・速やかに更衣をすませてください。

(6) マスク、アルコールについて

- ・マスクは各自持参、石鹸での手洗いを徹底してください。

※大学以外の医療機関等で陽性と判定された場合や、濃厚接触者となった時は必ず保健管理室に届け出てください。新型コロナに関連する欠席の場合は補習実習、追実習があります。